

○公民館料金改定表

使用区分	現行	改定後	担当課
大練習室 多目的ホール グラウンド 多目的広場	原則無料	<b>150円/1時間</b>	生涯学習課
大会議室 大研修室	原則無料	<b>100円/1時間</b>	
会議室 調理室 和室 講座室 等	原則無料	<b>50円/1時間</b>	
夜間照明施設	500円/1時間	<b>200円/1時間</b>	

※民間企業等の目的外利用に関しては、上記の改定後料金の4倍。

○減免基準

現行	改定後
<p>※原則無料のため、減免基準無し</p>	<p>○免除</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 市又は市の機関が利用するとき</li> <li>2 幼稚園、保育園、認定こども園、特定地域型保育事業所、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校又は特別支援学校が利用するとき</li> <li>3 国又は他の地方公共団体が利用するとき</li> <li>4 社会教育地域団体（例：学校PTA、子ども会・育成会、スポーツ協会等）が利用するとき</li> <li>5 社会福祉地域団体（例：婦人会、民生・児童委員協議会、老人クラブ連合会等）が利用するとき</li> <li>6 地域コミュニティ団体が利用するとき</li> <li>7 公共的地域団体（例：自治会、消防団等）が利用するとき</li> <li>8 文化芸術振興団体（例：郷土芸能保存会、文化協会等）が利用するとき</li> <li>9 産業経済団体（例：商工会、農協等）が国又は地方公共団体の委託又は補助金等に基づく活動で利用するとき</li> <li>10 非営利法人（例：NPO法人等）が国又は地方公共団体の委託又は補助金等に基づく活動で利用するとき</li> </ol> <p>※夜間照明施設の免除は、市又は市の機関が利用するときに限る（現在と同じ）。</p>